

遺言書虎の巻



～遺言書なんて自分には関係ないと思っていないですか？～

次のいずれかに当てはまる方は、遺言書の作成を検討しましょう。

- ① **財産のほとんどが自宅ではありませんか？**
相続人がその自宅を売って財産をわけることになりませんか？
同居している家族はいますか？
- ② **自分の土地の上にお子様が自宅を建てて住んでおられませんか？**
相続人が均等に相続する場合、そのお子様は土地を取得する代わりに他の兄弟に代償金をはらうことになりませんか？
- ③ **長男のお嫁さんに介護をしてもらっていませんか？**
お子様の奥様は相続人にはなれません。
財産を残したいときは遺言書が必要です。
- ④ **お子様の中で特に財産を多く与えたい方はおられませんか？**
お子様の法定相続分はみなさん同じです。
- ⑤ **介護をしてくれているお子様としてくれないお子様がおられませんか？**
お子様の法定相続分はみなさん同じです。
- ⑥ **あなたの相続人はお子様ですか？**
兄弟といえども住む環境も違えば考え方も変わります。
配偶者の意見も入るとトラブルが起こる場合があります。
大丈夫ですか？
- ⑦ **お子様のいらっしゃるご夫婦ですか？**
相続人は配偶者のほか親、兄弟姉妹またはおい・めいです。
財産のほとんどがご自宅の場合は特に要注意です。
- ⑧ **入籍がまだの奥様がおられませんか？**
入籍しなければ相続人にはなれません。
- ⑨ **同族会社や個人事業主で、事業承継を希望されていますか？**
後継者以外の方が株式や事業用の財産を相続すると事業がスムーズに行かない場合もあります。
トラブルを未然に防ぎましょう。
- ⑩ **相続人以外の人に財産を残したいと考えておられますか？**
相続人以外の人に財産を残すには遺言書が必要です。
- ⑪ **財産を寄付したいとお考えですか？**
相続人以外の人に財産を残すには遺言書が必要です。
- ⑫ **あなたの相続人はいますか？**
親、兄弟等がなくなって相続人がいない場合、財産はすべて国のものになってしまいます。

